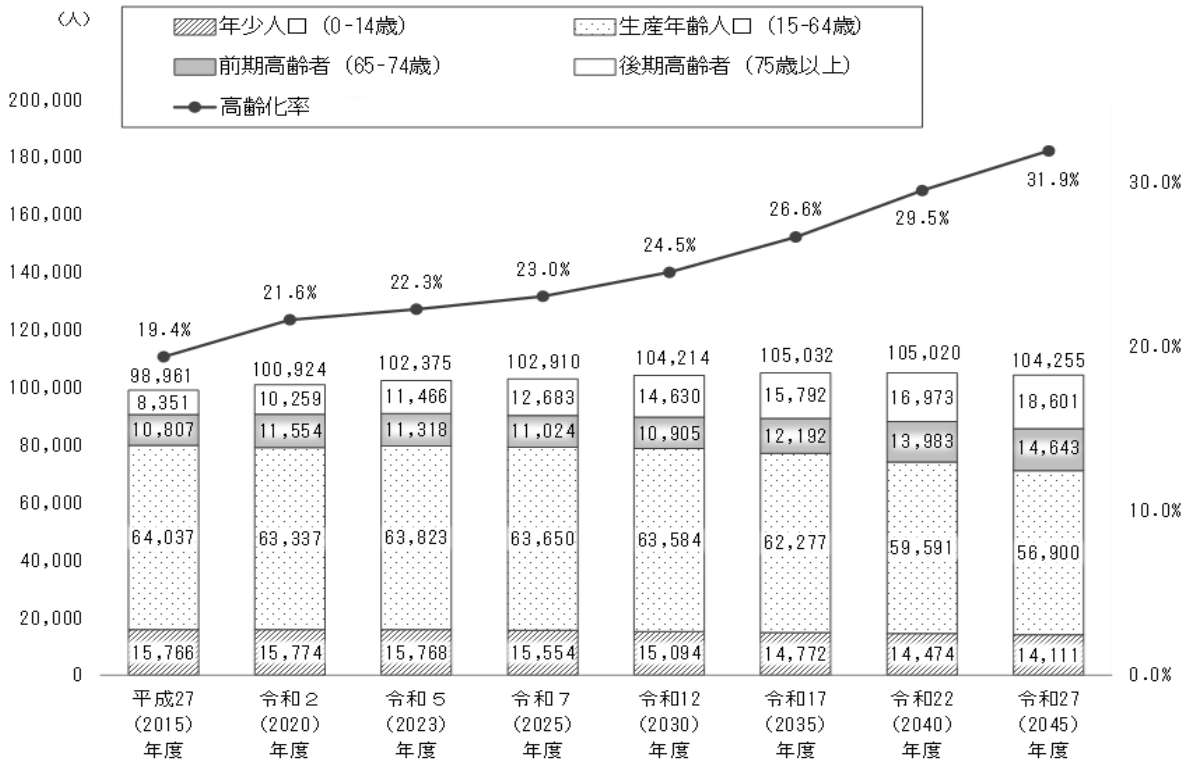


大野城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、 第2期成年後見制度利用促進基本計画【概要版】

1 大野城市の現状及び将来推計

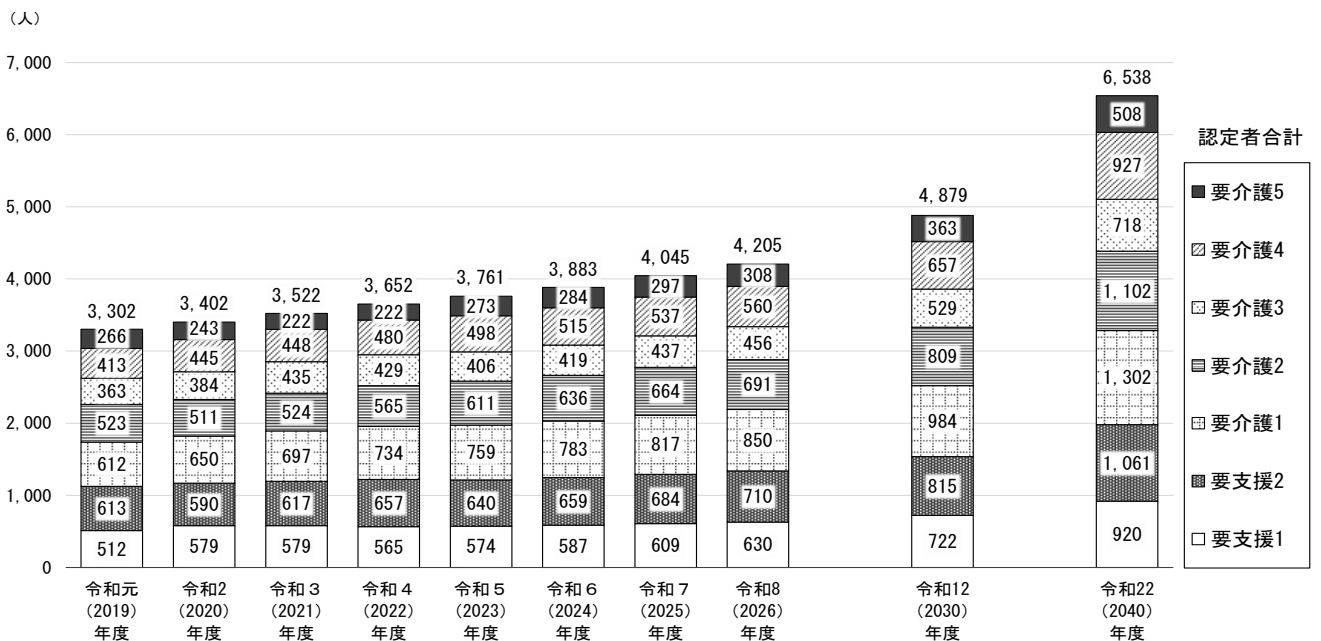
(1) 高齢者人口の推計



出典：平成 27 (2015) 年度から令和 5 (2023) 年度までは住民基本台帳人口 (各年度 4 月 1 日現在)
令和 7 (2025) 年以降は第 6 次大野城市総合計画 (各年度 4 月 1 日推計)

総合計画では、令和 19 (2037) 年度に 105,268 人まで増加し、その後緩やかに減少する見込みとなっていますが、高齢者数及び高齢化率は一貫して増加する見込みです。特に、75 歳以上の後期高齢者数の増加傾向が加速します。

(2) 要介護等認定者数の推計



(各年度 10 月 1 日現在)

要介護認定者数は、高齢化に比例し、一貫して増加する見込みです。

2 計画の概要・計画期間

(1) 計画の概要

「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、いわゆる団塊ジュニア世代（昭和46～49（1971～74）年生まれ）が高齢者となる令和22（2040）年度までの本市の状況を見通しながら、本市が抱える諸課題を解決する道筋を付けるため、各基本目標に定める具体的取組に数値目標を設定の上策定します。

「第2期成年後見制度利用促進基本計画」は、地域連携ネットワークの充実に努めるとともに、市民への周知や啓発を通じて成年後見制度や相談窓口の認知度を高めるなど、成年後見制度利用促進の取組を更に進め、本人がメリットを実感できる制度の運用となるよう、権利擁護支援の充実させるため、各基本施策に定める具体的取組に数値目標を設定の上策定します。

(2) 計画期間

令和6年度を初年度として、令和8年度を目標年度とする3か年計画として策定します。

3 計画の基本理念

住み慣れた地域で共に支え合い、すこやかに暮らせるまちづくり

4 計画の体系・基本目標

基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

医療ニーズの高まりや、認知症のある高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、地域課題も多様化しています。介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けることができるよう、生活支援サービス体制を充実させていきます。

【取組内容】

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進 | 6 在宅医療・介護連携の推進 |
| 2 家族介護者への支援 | 7 高齢者の居住安定に関する施策との連携 |
| 3 認知症施策の推進（相談機能の強化） | 8 高齢者の権利擁護の推進 |
| 4 地域包括支援センターの機能強化 | 9 安全・安心なまちづくり |
| 5 地域ケア会議の充実 | |

基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり

高齢者にとって、生活習慣病の重症化や低栄養の状態は、認知症やIADL（買物や電話の応対、服薬管理などの日常生活動作）の低下などのリスクとなり、医療や介護につながる原因となります。高齢者がいきいきと自立した生活を送ることができるよう健康管理や介護予防など主体的な健康づくりを推進します。また、高齢者が知識や経験、意欲を生かした地域活動や生涯学習、就労機会など、社会参加ができる機会の充実に努めます。

【取組内容】

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 健康づくりの推進 | 3 生きがいつくりと社会参加の推進 |
| 2 介護予防施策の充実・推進 | 4 働く場の確保・充実 |

基本目標3 地域で支え合う共働のまちづくり

第6次大野城市総合計画によると、本市の人口は令和19（2037）年に105,268人まで増加し、その後、緩やかに減少する見込みとなっています。一方、高齢者人口は令和27（2045）年まで一貫して増加していく見込みであり、今後急激に高齢化が進行していくことで介護ニーズが増大していくことが予想されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住民相互の助け合いの活動など、多様な社会資源と連携・協力し、地域全体で支え合う地域づくりを推進します。

【取組内容】

- 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 2 地域における住民相互の支え合いの推進
- 3 認知症を理解し、お互いに認め支え合うまちづくりの推進

5 令和 22（2040）年度の大野城市の姿と今後考えられる課題

（1）地区コミュニティごとの地域性の差の拡大

現在は地区によって大きな地域性の差は見られませんが、令和 22（2040）年度までを見通せば、地区ごとにわずかな差が拡大し、大きなニーズの差となる可能性があります。

（2）介護予防、重度化防止の必要性

令和 22（2040）年度には 65 歳以上人口（高齢化率）が 29.5%にまで高まることが予想され、そのうちおおむね半数が前期高齢者と見込まれます。これらの前期高齢者の健康寿命を延ばすとともに、地域福祉の担い手として取り込んでいく必要があります。また、後期高齢者は、令和 22（2040）年度に至るまで後期高齢者の比率が一時的に高まるため、介護予防、重度化防止に取り組む必要があります。

（3）高齢者単身世帯の増加と人材不足の深刻化

令和 5（2023）年度現在、本市の高齢者世帯に占める高齢者単身世帯の割合は既に 3 割を超えており、この割合は今後も徐々に高まることが予想されます。高齢者単身世帯の増加によって、訪問介護をはじめとする在宅サービスのニーズが増大する一方、介護サービスを担う人材の確保が更に切迫することが予想されます。

6 令和 22（2040）年度に向けた大野城市地域包括ケアシステムにおける中長期目標

（1）中長期目標

要介護・要支援認定者のうち、要支援 1・2 の割合を 36%以上で維持する

地域包括ケアシステムを充実させることで、リハビリ等により心身状態の維持改善を図り、認定者の要支援から要介護への進行を遅らせることにより、要支援者の割合を認定者全体の 36%以上とし、それを維持することを中長期目標として設定します。

（2）各分野別の令和 22（2040）年度の将来像

- ① 医療
 - ・ 地域における多職種間のネットワークが構築され、地域住民への周知が十分になされている。
 - ・ 介護事業者やケアマネジャーとの連携が十分に取れている。
 - ・ 医療機関と介護事業者等が十分連携し、高齢者を在宅で看取りができる環境が整っている。
- ② 介護
 - ・ 高齢者の増加に備えた介護サービスの供給体制が十分備えられている。
 - ・ 高齢者が増加しても、介護保険料が上昇し過ぎない程度で抑制されている。
 - ・ 医療機関や地域との連携が十分に取れている。
- ③ 住まい
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームだけでなく、民間の賃貸住宅にも高齢者が安心して住むことができる環境が整っている。
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの入居者が安心して住むことができている。

④ 介護予防・生活支援

- ・ 気軽に通える介護予防の場が各日常生活圏域（地区コミュニティ）にある。
- ・ 多くの高齢者に社会参加する機会がある。

7 介護サービス等の量の見込みと介護保険料

(1) 介護サービス基盤整備計画

現状と課題を踏まえ、第9期計画期間では次のように介護サービス基盤の整備を計画します。

介護サービス種別	既整備数	9期整備数	整備量・整備年度(着工年度)の考え方
看護小規模多機能型居宅介護	0か所	1か所	令和7年度に1か所(宿泊:9人、通所:15人)の整備を見込む。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	1か所	令和8年度に1か所の整備を見込む。

(2) 介護保険料推計

①標準給付費の推計

(単位:千円)

	第8期(実績)			第9期			前期比 (9期平均対 R4年度)
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	
標準給付費	5,162,910	5,289,329	5,706,335	5,876,996	6,118,923	6,325,977	115.46%

②必要保険料基準額

	第8期	第9期	前期比
保険料基準月額	5,430円	5,728円	+298円

③所得段階別保険料月額(第1段階~第3段階は公費負担により軽減しています。)

所得段階	対象者	第9期月額	【参考】 第8期月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市県民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市県民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	1,633円 (軽減前2,607円)	1,629円 (軽減前2,715円)
第2段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	2,521円 (軽減前3,666円)	2,390円 (軽減前3,747円)
第3段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	3,924円 (軽減前3,953円)	3,801円 (軽減前4,072円)
第4段階	本人が市県民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	5,156円	4,887円
第5段階 (基準額)	本人が市県民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	5,728円	5,430円
第6段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が125万円未満	6,158円	5,837円
第7段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満	7,160円	6,787円
第8段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満	8,592円	8,145円
第9段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満	10,024円	9,502円
第10段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が400万円以上500万円未満	11,456円	10,860円
第11段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が500万円以上800万円未満	12,888円	12,217円
第12段階	本人が市県民税課税者で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満(注1)	14,320円	13,575円
第13段階 (新設)	本人が市県民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上(注2)	15,466円	-

合計所得金額は、租税特別措置法による特別控除がある場合は、特別控除後の金額です。

(注1) 第12段階は、第8期計画では「本人が市県民税課税者で合計所得金額が800万円以上」でしたが、第9期計画では「本人が市県民税課税者で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満」としています。

(注2) 第13段階は、第9期計画において新設しています。

8 第2期成年後見制度利用促進基本計画

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、本人の意思決定支援や身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みづくりを推進します。

また、地域連携ネットワークの活用により成年後見制度の理解を促進することで、制度の適正運用を図り、不正の未然防止や早期発見につなげます。

【取組内容】

- 1 中核機関の運営強化
- 2 協議会による連携体制の充実
- 3 チームによる対応の充実

基本施策2 相談支援体制の充実

市民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度の適切な利用や必要な支援を受けることができるよう、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【取組内容】

- 1 成年後見制度の周知及び啓発
- 2 相談窓口の明確化と早期支援
- 3 意思決定支援、身上保護の充実、後見人支援
- 4 総合的な権利擁護支援策の充実
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の充実